

第17回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年4月6日（月）21時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 4月5日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	308,533	8,291
ス ペ イ ン	124,736	11,744
イ タ リ ア	124,632	15,632
中 国	81,669	3,329
ド イ ツ	95,614	1,427
フ ラ ン ス	68,605	7,560
イ ラ ン	55,743	3,452
英 国	41,093	4,313
ス イ ス	20,201	540
ベ ル ギ ー	18,431	1,283
そ の 他	233,126	6,577
合 計	1,172,383	63,878

※ 196の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 4月5日12時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	897	12
大 阪 府	388	2
千 葉 県	219	1
愛 知 県	216	19
神 奈 川 県	197	6
北 海 道	193	8
兵 庫 県	182	11
埼 玉 県	153	4
京 都 府	105	0
福 岡 県	67	0
そ の 他	574	7
合 計	3,191	70

※チャーター便帰国者15名、空港検疫65名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 1,033名（4月5日21時15分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者等 1,030名（うち死亡者30名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
-
- 4月 1日 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月 3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月30日 第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 1日 第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施

- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（3月27日現在・次回、4月8日更新予定）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立ち上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始
（ほぼ毎日午後6時45分から配信）

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージなどを、SNS、CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載

- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月13日～15日に、新聞主要6紙に相談フロー図、知事メッセージを掲載
- ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレットペーパーに加え、食料品についても買い占めを行わないよう、ホームページや SNS で発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請

(オリンピック・パラリンピック準備局)

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 1 1 万枚を提供

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成

(中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築

・ 市場業者の光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）

(人事委員会事務局)

- ・ 採用試験の延期
(令和2年度「東京都職員 I 類 B 採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」)
- ・ 管理職選考の延期

(東京消防庁)

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及びI類）」
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

国の緊急事態宣言後の都の緊急措置について

令和2年4月6日
総務局

1. 東京都緊急事態措置（案）

1 措置の内容

1. 区域 未定

2. 期間 未定

3. 実施内容

緊急事態宣言が政府から発出されると同時に、東京都対策本部長（都知事）の権限により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の措置を実施

（1）都民向け：住民への外出自粛要請（特措法第45条第1項）

医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

（2）事業者向け：施設の使用制限・催物の開催の制限等（特措法第24条第9項）

- ・施設の種別に応じ、施設の使用制限等を要請するとともに、催物の開催についても休止等を要請
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

2. 緊急事態措置相談センターの設置

- ・特措法に定める要請・指示等の措置に対する都民や事業者の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

<コールセンターの概要>

名 称：東京都緊急事態措置相談センター

設置日：令和2年4月7日（火）

開設時間：9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号：03－5388－0567 ※HP上にFAQも掲載予定

（おかけ間違いにご注意ください。）

- ※ 新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、これまでどおり、新型コロナコールセンターで受付（0570-550-571）

3. 都庁の体制（BCP）

- ・各局は、感染症拡大防止対策やこれに伴う雇用・経済支援などの緊急対策、医療・福祉施設や上下水道等のライフラインの維持等に従事する職員を除いた上で、その他の職員の2割程度の出勤で業務を行えるよう、業務の休止・縮小等を行うこと
- ・新たに発生する業務については、業務の休止・縮小等により生じた各局の職員を応援要員として、機動的・機能的に実効性のある業務遂行体制を構築

<主な局BCP>

縮小する代表的業務・・・申告書受付・収納等の各種窓口業務（主税局）

休止する代表的業務・・・統計調査（総務局）、PR館、施設見学（水道局）

⇒新たに発生する業務（想定）

コールセンター業務、各施設への個別要請、一時滞在施設の運営

※ 各局は停止又は縮小する業務をホームページ、窓口にて都民に告知
（特に直接的な都民サービスについては丁寧に周知）

医療提供体制の強化等にかかる補正予算について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く深刻な状況を踏まえ、以下の事項について、医療提供体制の強化及び学校臨時休業等への対応を実施していきます。
- ① 外来診療体制の強化
 - ② 民間検査機関等を活用したPCR検査等体制の充実
 - ③ 新型コロナウイルス感染症患者受入体制の拡充
 - ④ 重症患者に対応した医療体制の充実
 - ⑤ 学校臨時休業への対応
 - ⑥ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき4月7日に専決処分を行います。

【補正予算の規模】

区 分	今回補正	既定予算	計
一 般 会 計	232 <small>億円</small>	7兆3,893 <small>億円</small>	7兆4,126 <small>億円</small>

【補正予算の財源】

区 分	歳 出	財 政 調 整	
		基 金 繰 入 金	国 庫 支 出 金
一 般 会 計	232 <small>億円</small>	161 <small>億円</small>	71 <small>億円</small>

(注)各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】
財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

【補正事項】（すべて福祉保健局予算）

区 分	今回補正
① 外来診療体制の強化	8億円
診療体制の確保支援	8億円
② 民間検査機関等を活用したPCR検査等体制の充実	8億円
民間検査機関に対するPCR検査機器の導入支援	5億円
PCR検査等の保険適用に伴う自己負担分の費用負担	3億円
③ 新型コロナウイルス感染症患者受入体制の拡充	118億円
患者受入に向けた空床確保料の補助	45億円
医療従事者に対する特殊勤務手当への支援	8億円
宿泊施設活用事業	65億円
④ 重症患者に対応した医療体制の充実	73億円
入院医療体制の確保支援	67億円
体外式膜型人工肺等の整備費補助	6億円
⑤ 学校臨時休業への対応	13億円
学童クラブの午前中からの開所に上乘せ補助	10億円
臨時休業に伴う放課後等デイサービスの支援	3億円
⑥ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供	12億円
住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業	12億円
合 計	232億円

※各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

① 外来診療体制の強化 **8億円**

- 診療体制の確保支援** **8億円**
受診が必要な患者を確実に受け入れ、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方の検査を確実にできるよう、新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）の受入体制を強化

② 民間検査機関等を活用したPCR検査等体制の充実 **8億円**

- 民間検査機関に対するPCR検査機器の導入支援** **5億円**
新型コロナウイルス感染症の疑いがある方の検査を確実にできる体制を確保するため、民間検査機関に対し、PCR検査機器の導入を支援
- PCR検査等の保険適用に伴う自己負担分の費用負担** **3億円**
新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を設置している医療機関等において実施するPCR検査等について、保険適用した場合に発生する自己負担分を都が負担

③ 新型コロナウイルス感染症患者受入体制の拡充 **118億円**

- 患者受入に向けた空床確保支援** **45億円**
入院治療を必要とする患者を確実に受け入れられるよう、医療機関に対して空床確保料を補助し、必要な病床数を確保
- 医療従事者に対する特殊勤務手当への支援** **8億円**
新型コロナウイルス感染症患者への治療に携わる医療従事者に対し、特殊勤務手当を支給する医療機関を支援
- 宿泊施設活用事業** **65億円**
都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）1千人を受け入れるため、ホテル等の施設を都が確保

④ 重症患者に対応した医療体制の充実 **73億円**

- 入院医療体制の確保支援** **67億円**
重篤・重症の入院患者数の増加に対応するため、医療機関における集中治療室等での医療従事者の確保を支援
- 体外式膜型人工肺等の整備費補助** **6億円**
重篤・重症患者に対し適切な医療を提供できるよう、医療機関における体外式膜型人工肺等の整備に要する経費を支援

⑤ 学校臨時休業への対応 **13億円**

- 学童クラブの午前中からの開所に上乗せ補助** **10億円**
学童クラブを午前中から開所する場合の運営費について、都独自に補助
- 臨時休業に伴う放課後等デイサービスの支援** **3億円**
特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用増に対応

⑥ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供 **12億円**

- 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業** **12億円**
新型コロナウイルス感染症の影響による失業等に伴う住居喪失者に対し、一時住宅等を提供

医療提供体制の強化等にかかる補正予算

6月までの**医療提供体制**を緊急に整備や、**学校の臨時休業への対応**などを実施

1. 外来診療体制、PCR検査等体制、患者受入体制、重症患者に対応した医療体制を充実
2. 学童クラブの開所延長等を支援 など

補正予算の規模 **232億円**

① 外来診療体制の強化

8億円

新型コロナ外来の受入体制の強化に必要な医師・看護師の確保に向け、人件費を補助

② 民間検査機関等を活用したPCR検査等体制の充実 8億円

- 民間検査機関に対し、PCR検査機器の導入費用を支援
- 保険適用によりPCR検査等を実施した場合に生じる自己負担分を負担

(次ページに続く)

③ 新型コロナウイルス感染症患者受入体制の拡充 118億円

➤ 患者受入に向けた空床確保支援 45億円

入院治療が必要な患者の受入に向け、医療機関に対し空床確保料を補助し、
必要病床数4,000床（重症患者用700床・中等症患者用3,300床）を確保

➤ 宿泊施設活用事業 65億円

国が軽症患者等の療養基準を変更したことを踏まえ、都内医療機関に
入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）1,000人を
受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保

→ **明日（4月7日）から受入開始**

など

④ 重症患者に対応した医療体制の充実

73億円

➤ 入院医療体制の確保支援

67億円

集中治療室等での医師・看護師等の確保を支援（1床当たり最大約17万円）

➤ 体外式模型人工肺等の整備費補助

6億円

重篤患者等に適切な医療を提供できるよう体外式膜型人工肺（ECMO）等の購入費や設置工事費などを支援（国の補助に都が独自に上乘せ）

→ 都の上乗せにより導入費負担をゼロにすることで、

都内のECMO台数を増強

⑤ 学校臨時休業への対応

13億円

- 午前中から開所する学童クラブに対して、都独自に支援し、区市町村の負担をゼロに
- 特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用増に対応

⑥ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供 12億円

新型コロナウイルスの影響による失業等に伴い住居を失った方に一時住宅等を提供

令和2年4月6日

警視庁警備部

警視庁職員から感染者が出た際の対応

1 これまでの感染者【3人】

4月2日（木）

鮫洲運転免許試験場、警視、57歳・男性

4月4日（土）

赤坂警察署、巡査、23歳・女性

4月5日（日）

武蔵野警察署、巡査長、33歳・男性

2 主な対応

- 感染した職員と接触した職員を幅広く在宅勤務とするとともに、施設を徹底的に消毒することで、部内で感染症が拡大するリスクを低減。
- 職員から感染者が出た警察署に対し、警視庁本部を中心として十分な支援体制を構築。業務の継続性を確保し、街頭警察活動や犯罪の取締りを強化。

令和2年4月6日

福祉保健局

新型コロナウイルス病原体検査 実施状況

(東京都健康安全研究センター実施分・民間検査機関委託分の合計)

(令和2年1月24日～4月2日 速報値)

<検査実績>

(件)

検査実施数 (検体数)	都内発生分			陰性 確認	その他 チャーター機帰国者 ・クルーズ船乗客等
	疑い例 検査	接触者 調査			
5,363	4,586	2,731	1,386	469	777

(注) 1 同一の対象者について複数の検体を検査する場合あり

2 陰性確認とは、検査陽性となった患者等について、症状改善後にウイルスの保有状態が継続しているかどうかを確認するための検査。検査陽性となり入院した患者は、一定間隔を置いて2回連続で陰性となった場合に退院が可能となる。

<検査陽性者の状況等> (都内発生分)

(人)

検査 実施人数	陽性者数 (累計)	入院中			死亡	退院
			軽症・ 中等症	重症		
3,806	1,033	951	927	24	30	52

(注) 都内において疑い例又は患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載
(陰性確認、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない。)

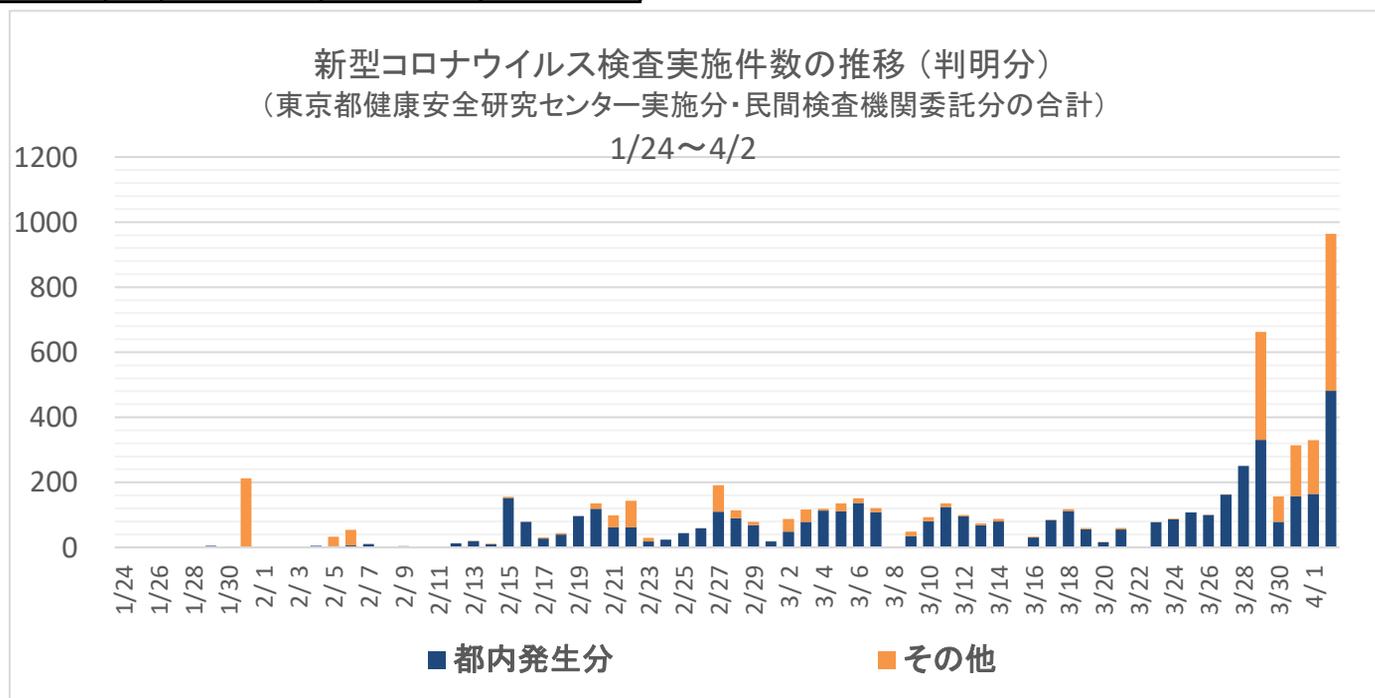
(注) 陽性者数は4月5日時点

新型コロナウイルス病原体検査 実施日別状況

＜速報値＞

判明日	曜	検査実施数		
		都内発生分	その他	
1/24	金	0	0	0
1/25	土	3	3	0
1/26	日	0	0	0
1/27	月	1	1	0
1/28	火	0	0	0
1/29	水	5	5	0
1/30	木	1	1	0
1/31	金	212	2	210
2/ 1	土	1	1	0
2/ 2	日	0	0	0
2/ 3	月	0	0	0
2/ 4	火	5	5	0
2/ 5	水	33	4	29
2/ 6	木	54	6	48
2/ 7	金	10	10	0
2/ 8	土	0	0	0
2/ 9	日	4	4	0
2/10	月	3	3	0
2/11	火	0	0	0
2/12	水	13	13	0
2/13	木	20	19	1
2/14	金	11	9	2
2/15	土	156	152	4
2/16	日	78	78	0
2/17	月	30	27	3
2/18	火	44	40	4
2/19	水	96	96	0
2/20	木	136	119	17
2/21	金	99	62	37
2/22	土	143	62	81
2/23	日	29	18	11
2/24	月	24	24	0
2/25	火	44	44	0
2/26	水	59	58	1
2/27	木	191	110	81
2/28	金	114	90	24

判明日	曜	検査実施数		
		都内発生分	その他	
2/29	土	79	69	10
3/ 1	日	19	18	1
3/ 2	月	87	48	39
3/ 3	火	117	79	38
3/ 4	水	119	113	6
3/ 5	木	136	111	25
3/ 6	金	151	137	14
3/ 7	土	121	109	12
3/ 8	日	0	0	0
3/ 9	月	48	35	13
3/10	火	93	81	12
3/11	水	135	124	11
3/12	木	100	95	5
3/13	金	74	69	5
3/14	土	87	80	7
3/15	日	0	0	0
3/16	月	33	31	2
3/17	火	85	84	1
3/18	水	118	112	6
3/19	木	60	56	4
3/20	金	17	16	1
3/21	土	60	55	5
3/22	日	1	1	0
3/23	月	78	77	1
3/24	火	89	86	3
3/25	水	108	108	0
3/26	木	101	100	1
3/27	金	163	162	1
3/28	土	251	251	0
3/29	日	331	331	0
3/30	月	79	78	1
3/31	火	157	157	0
4/ 1	水	165	165	0
4/ 2	木	482	482	0
(累計)		5,363	4,586	777



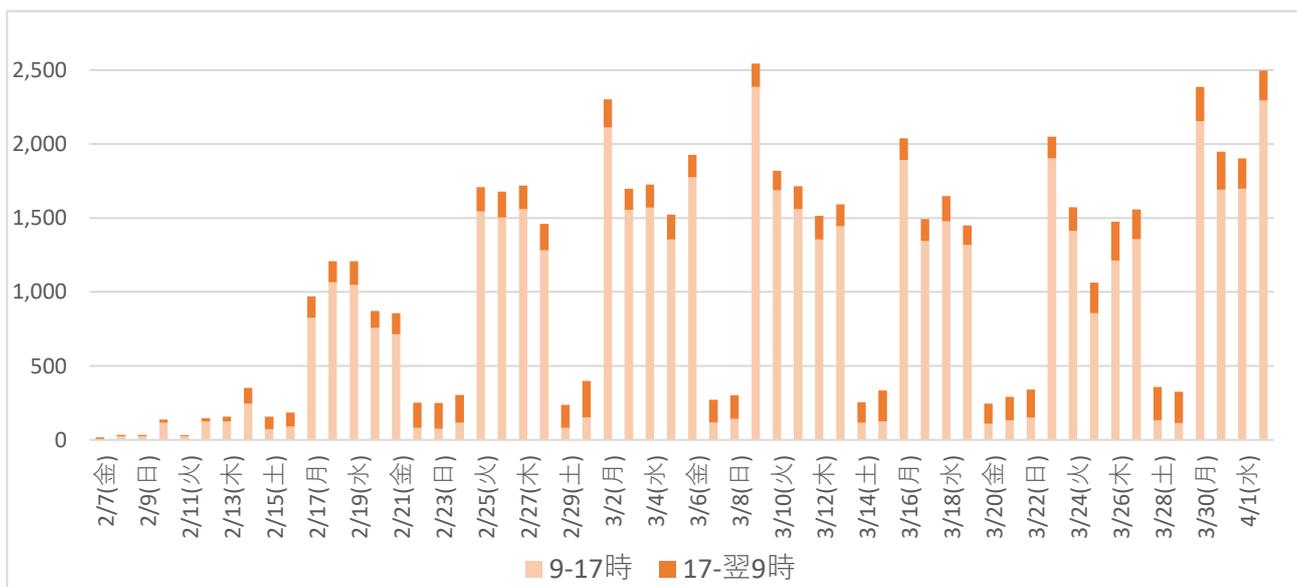
新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）の 受付状況について

1 開設日時及び受付時間・設置機関

令和2年2月7日（金）午後5時 開設

受付時間	設置機関
平日：日中 各保健所の開所時間による（概ね午前9時～午後5時）	各保健所の相談センター
平日：午後5時～翌午前9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター

2 相談対応件数（日別）



*2/7のみ午後5時～翌午前9時の対応

3 相談対応件数（累計）

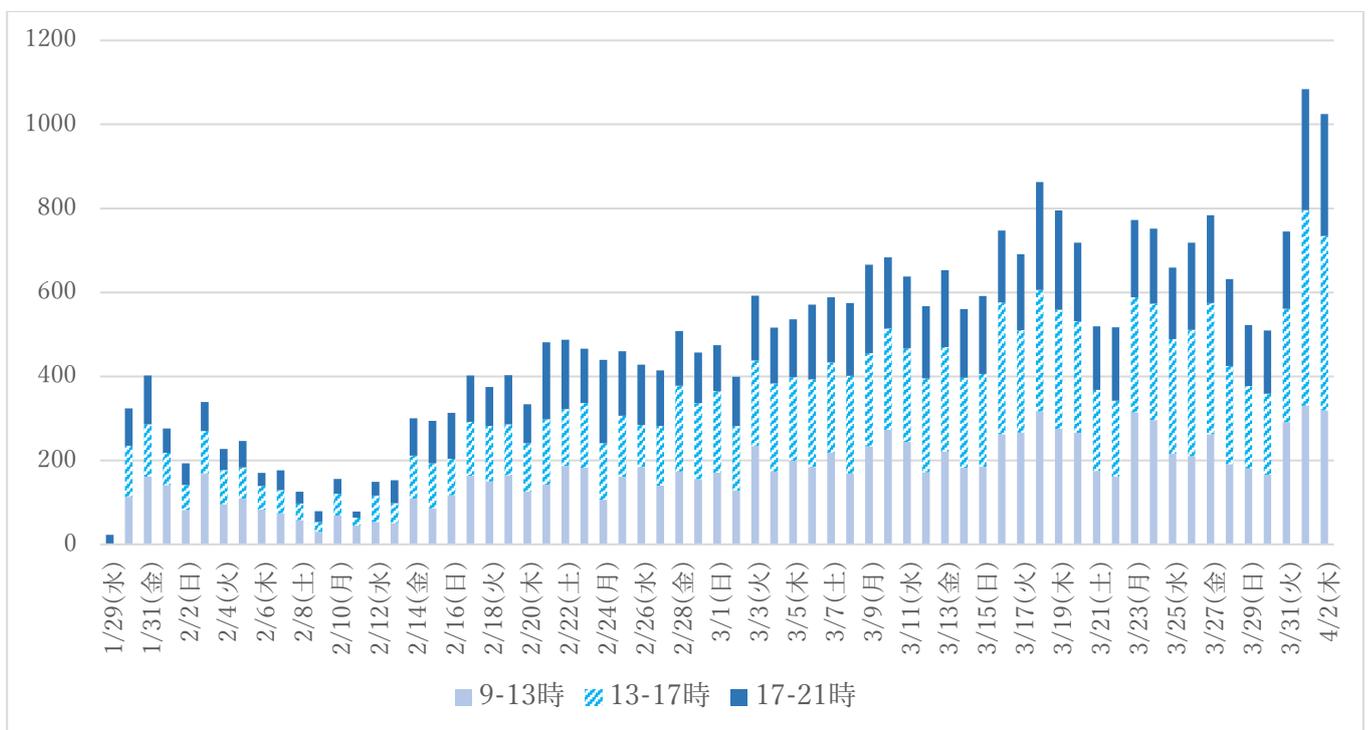
9-17時	50,221
17-翌9時	8,319
計	58,540

新型コロナコールセンター（新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口）の受付状況について

1 開設日時及び受付時間

令和2年1月29日（水）午後6時 開設
受付時間：午前9時から午後9時まで（土、日、祝日含む）

2 相談対応件数（日別）



*1/29のみ午後5時～午後9時の対応 *2/28より回線増加、多言語対応等を実施
*3/12、4/1より回線増加

3 相談対応件数（累計）

9-13時	11,160
13-17時	11,338
17-21時	8,840
計	31,338

「第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年4月6日（月）21時00分

都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それではただいまより第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議の実施いたします。本日も、新型コロナウイルス対策のために、参加者を限定した形で開催しています。この場にいらっしゃらない局長等の皆様は、それぞれの執務室から、スカイプで参加をさせていただいております。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する対応の状況です。それぞれの国、地域ごとの発生状況、また国内の発生状況等は資料のとおりです。都の発生状況ですが、昨日5日21時15分の時点で1030名、都内在住の方が陽性となっております。国の動き、都の動き等に関しましては、大きな変更はございません。

新型コロナウイルス病原体の検査実施状況等については、後ほどご参照願います。

新型コロナウイルス感染症の各局の対応になります。政策企画局には、後ほどご説明いただく予定です。各局の対応はそれぞれ各局の方からご説明をいただきますので、割愛をさせていただきます。

次に、国の緊急事態宣言後の都の緊急措置についてです。東京都の緊急事態措置案です。措置の内容につきましては区域、それから期間につきましては国の方から示されたものに基づきまして、実施をしていくという形になります。実施内容につきましては、緊急事態宣言が発表されました場合、東京都対策本部長の都知事の権限によりまして、新型コロナウイルスの蔓延防止に向けて、措置を実施するという形になります。都民の方々に向けましては、住民への外出自粛要請、また事業者の方々に向けましては、施設の使用制限や、催し物の開催の制限等を実施するという形になってまいります。次に相談センターの設置等につきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

総務局長です。緊急事態措置相談センターの設置について説明を申し上げます。

これまでお伝えした都の措置に対しての都民や事業者の疑問や不安に応えるため、「緊急事態措置相談センター」を新たに設置し、相談体制を強化いたします。

明日4月7日から設置し、開設時間は朝の9時から19時までとなっております。土日・祝日を含む毎日の体制で相談をお受けいたします。電話番号につきましては、ご覧のとおり03-5388-0567になります。

続いて、今後の都庁の体制（BCP）についてでございますが、緊急事態宣言が発令されると同時に、各局につきましては、感染症拡大防止対策やこれに伴う雇用・経済支援などの緊急対策、医療・福祉施設や上下水道等のライフラインの維持等に従事する職員を除いたうえで、その他の職員の2割程度の出勤で業務を行えるよう、業務の休止、縮小等を行います。また、先程ご説明したコールセンター業務や一時滞在施設の運営など、新たに発生する業務につきましては、各局の職員を応援要員として、機動的・機能的に実効性のある業務遂行体制を構築してまいります。説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは、医療提供体制の強化等にかかる補正予算につきまして、財務局長からお願いいたします。

【財務局長】

財務局でございます。スライドのほうもご用意しておりまして、そちらもご覧いただければと思います。今般、医療供給体制強化等にかかる補正予算ということで、232億円の補正予算を編成いたしました。こちらについて、明日4月7日に専決処分を行うということでございます。その内容につきまして、まず医療体制の強化ということで全体で208億円でございます。そのうち1点目でございますが、外来診療体制の強化ということで、新型コロナ外来の受け入れ態勢の強化ということで8億円計上してございます。2点目はPCR検査体制の強化ということで8億円を計上してございます。次の頁でございます。3点目でございますけれども、新型コロナウイルス感染症患

者受入体制の拡充ということで118億円を計上いたしております、空床確保料の4,000床分を計上するなどしてございます。次の頁でございます。4点目は重症患者に対応した医療体制に73億円計上しております、ECMO導入などして参ります。大きな2点目は学校臨時休業への対応ということで、13億円計上しております、学童クラブを午前中から開設する場合など東京都独自に支援を行ってまいります。最後3点目が失業等にもなう住居喪失者への一時住宅等の提供12億円でございます、こちら今回の影響で失業等をした方などに対しまして、一時的に住宅を提供するものでございます。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは、警視庁の方から資料をいただいておりますのでご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【警視総監】

警視庁でございます。ご案内のとおり、警視庁からはこれまで資料に記載の所属3名の感染者が把握されてございます。主な対応でございますが、一つ目は感染した職員と接触した職員、これも幅広く特定いたしまして、だいたい200人強でございますけれども、これらを在宅勤務とするとともに各施設を徹底的に消毒いたしまして、まずは部内で感染症が拡大するリスクを低減させてございます。また二点目、特に警察署につきましては、住民サービスを提供する直接の主体でもあるということで、警視庁本部を中心として支援体制を構築しております。この3日間でのべ200人以上の人員を派遣するなどして、業務の継続性を確保しまして、街頭警察活動や犯罪取り締まりの役割を強化していくということであります。以上の2点によりまして、住民の不安感の払拭に努めてまいりますと考えております。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは各局等の取組というところになりますが、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局長】

はい、私からは新型コロナウイルス感染症に関する知事による情報のライブ配信についてお知らせいたします。このライブ配信は新型コロナウイルス感染症の拡大防止、都民の皆様の不安の解消を図るため、4月3日よりほぼ毎日18時45分から東京都ホームページの最初の「東京動画」をベースに、知事自らがライブで配信を行うものでございます。また、毎週金曜日の19時15分からは、英語版の配信を併せて行う予定であります。さらに、来週にはゲストの方にも適宜ご出演いただきまして、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報をお届けしていく予定でありまして、各国の皆様におかれましてもぜひご視聴いただきたいと思っております。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。続きまして教育長からお願いいたします。

【教育長】

学校についてでございます。学校は原則として施設の使用停止を求められる都立施設という区分けになっておりますことから、緊急事態の措置上は休業ということになります。都立学校につきましては、現状では春休みに引き続き休業いたしております。また、都立学校における入学式等につきましては、緊急事態の発令が見込まれる状況、すなわち準備段階に入っておりますことを考慮しまして、明日以降の予定は延期することいたしました。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。それ以外に、この場にお集まりの皆様でご発言のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。Skypeでご参加されている局長等の皆様でご発言のある方がいらっしゃいますか。

いましたらミュートを解除してご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本部長、知事の方からお願いします。

【知事】

新型コロナウイルス感染症対策本部会議も今日で17回目を数えることとなりました。

まず、昨日、新型コロナウイルスにより7名の都民の方々がお亡くなりになりました。心から、ご冥福をお祈り申し上げたく存じます。

この1週間の新型コロナウイルス感染者数は、一昨日の土曜日は117名、昨日の日曜日は143名という3桁の大台に乗っております。また本日は83名と続いておりまして、依然、高水準での推移し、逼迫した状況となっております。

こうした状況を受けて、安倍首相が今日、緊急事態宣言について、東京など7つの都府県を対象として、1ヶ月程度とする方針を固められ、諮問委員会に意見を求める旨、表明されました。

国の宣言の後で、都は国との調整を経てすみやかに緊急事態の措置を行う必要がございます。そのため、都民そして事業者が適切に事前の準備を行えますように、本日、都が実施を予定している緊急事態措置の案をここに事前に公表するものです。

今回お示ししました措置ですけれども、都民の皆様に対しましては外出自粛の要請、事業者の皆様に対しましてはイベントの制限等を要請するものとなっております。

ただし、食料品や医薬品などの生活必需品を購入するための外出については制限はいたしておりません。

また、皆様にご心配されている公共交通機関の運行については、運休等を要請することはありません。

そしてさらに、業務を行う際には、ぜひともテレワークを活用して出来る限り在宅での勤務を行うなど、通勤は最小限に留めていただきたいと存じます。

施設、そしてイベント主催者に対しては、使用の制限、停止等を要請することがあります。

具体的な施設の種類等については、現在、国と調整中でございまして、施設の種別に応じまして

休業、そして感染防止措置等を要請していくことになります。

これまでお伝えしてきました都の措置に対しての都民そして事業者の疑問や不安に応える必要があります。そこで先ほどもお伝えしましたように「緊急事態措置相談センター」というコールセンターを新たに設置いたしまして、相談体制を強化いたします。

それから、先ほど財務局長から話がありましたように、医療提供体制を強化すること等、令和2年度の補正予算をとりまとめをいたしまして、明日の専決処分といたします。

現下の状況を踏まえまして、今回の専決処分によって、新型コロナウイルス感染症の緊急対策として、原則といたしましては6月までの間の医療提供体制をしっかりと確保する。そして学校の臨時休業への対応を直ちに実行してまいります。

それから、総務局長からもご説明がありましたように、都庁におきましても新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策、ライフラインの維持等に従事する職員を除きまして、概ね2割程度の出勤といたします。

引き続き、都の総力を挙げて、一丸となって取り組みます。そして、ぜひともここは都庁全庁を挙げて、この国難を早期に乗り越えていきたいと存じます。皆さんもそれぞれ健康に気を付けながら、しっかりと都民の命、健康を守るために力を合わせてまいりましょう。よろしく申し上げます。お疲れさまです。

【危機管理監】

ありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

以上をもちまして第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。